

第3章 防災等における合理的配慮

趣旨

障害の有無にかかわらず、地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害や犯罪に強い地域づくりを目指します。



施策の展開

1 災害発生時における適切な情報提供

- ① 災害発生時において、障害の特性を踏まえ迅速な情報提供を行います。

2 避難所等における合理的配慮の提供等の推進

- ① 避難所等において、合理的配慮の提供や環境整備を推進します。

3 災害時の支援体制の整備

- ① 避難行動要支援者名簿の提供に関する協定を推進します。
- ② 避難行動要支援者の避難誘導體制を確立します。
- ③ 緊急時のコミュニケーション支援体制を充実します。
- ④ 災害時の助け合いネットワークを充実します。

4 防犯対策の推進

- ① パトロールなど防犯対策を充実します。
- ② 障害者支援施設等の防犯対策を強化します。

1 災害発生時における適切な情報提供

(1) 現状・課題（社会的障壁）

障害のある人に対しては、障害の特性に配慮した適切な情報発信や避難時に余裕のある行動のための迅速な情報提供が必要です。

国の災害に関する避難情報の区分について、平成 28 年度に「避難準備情報」が「避難準備・高齢者等避難開始」に名称変更され、それに伴い、本市では、広報はくさんや防災チラシ（「避難情報が発令されたら」）等で周知徹底を図っています。

また、災害に対して迅速に対応できるよう、平成 29 年5月、白山市メール配信サービスに、これまでの防災、防犯、観光情報に加え、大雨警報など気象情報の自動配信を追加しました。

さらに、平成 29 年7月、市内全域で統一した情報発信を行うことができる防災行政無線のデジタル化が完了し、市内一斉に迅速な情報提供を行っています。

今後も、さまざまな災害発生などに迅速に対応できるよう、障害の特性に配慮した適切な情報発信に努める必要があります。

(2) 施策の展開（合理的配慮、環境整備、その他の支援）

方針	内容
①災害発生時において、障害の特性を踏まえ迅速な情報提供を行います。	○障害の特性に配慮した情報発信や避難時に余裕のある行動を促すため、防災行政無線等による迅速な情報提供を行います。 ○障害のある人に対する災害情報の発信について、今後さらに障害の特性を踏まえた情報発信の調査、研究に努めます。

2 避難所等における合理的配慮の提供等の推進

(1) 現状・課題（社会的障壁）

避難所では、障害の種別によって様々な社会的障壁があります。

視覚や聴覚に障害のある人は、災害状況や生活情報の入手、ほかの避難者などとのコミュニケーションが困難になります。また、肢体が不自由な人や視覚に障害のある人、心臓、腎臓など身体の内部に障害のある人は、避難所での移動やトイレ、食事など日常生活の動作のほか医療や薬の確保に大きな課題があります。

さらに、精神に障害のある人（発達障害を含む）は、多くの人と同じ空間で生活しなければならないなど、日頃と違った環境に戸惑い、パニックを起こすなど避難所生活が困難になることがあり、配慮が必要となります。

(2) 施策の展開（合理的配慮、環境整備、その他の支援）

方針	内容
①避難所等において、合理的配慮の提供や環境整備を推進します。	○障害の特性に考慮したトイレの設置や避難所の段差解消に努めます。 ○聴覚に障害のある人に対しては、ホワイトボード、筆談ボードなどのコミュニケーション支援ツールの活用等を図ります。 ○視覚に障害のある人に対しては、ホワイトボードなどを書くだけでなく、障害の特性を踏まえて読み上げて情報が伝わるようにします。 ○避難所に手話通訳士（者）などコミュニケーション支援従事者の設置に努めます。 ○障害のある人に情報が行きわたるよう、また、障害のある人の申し出が円滑に伝わるよう、合理的配慮の提供や環境整備を行います。

	○障害のある人が安心して避難生活を送れるよう、環境整備を行います。また、福祉避難所の増加にも努めます。 ○医療、薬、必要な物資など、障害の特性に応じた提供、支援ができるよう体制整備に努めます。
--	--

3 災害時の支援体制の整備

(1) 現状・課題（社会的障壁）

本市では、災害時に備え、障害のある人をはじめとする避難行動要支援者名簿の作成を行っています。

平成 28 年6月より、市は、各町内会に対し避難行動要支援者名簿の提供に関する協定の締結を促し、地域と協働して障害のある人の安否確認や避難時の支援体制の強化に努めていますが、協定を締結できた町内会は半数に満たない状況です。（平成 29 年 11 月現在、385 町内会のうち、162 町内会が締結。）全ての地域に名簿を提供し、個々の障害の特性を踏まえた支援体制を確立することが喫緊の課題となっています。

また、市は、地域の実情に応じた避難確保計画の作成や、地震、津波、土砂災害、白山火山の噴火に備えた訓練の実施を働きかけています。

今後とも、障害のある人と障害のない人がコミュニケーションを図り、障害の特性を理解し、助け合いのネットワークを形成していく必要があります。



(2) 施策の展開（合理的配慮、環境整備、その他の支援）

方針	内容
①避難行動要支援者名簿の提供に関する協定を推進します。	○避難行動要支援者名簿の提供に関する協定の締結を推進し、地域における災害時の支援体制の充実に努めます。
②避難行動要支援者の避難誘導体制を確立します。	○地域における各種防災訓練の際に、避難行動要支援者を含めた避難訓練を実施するよう働きかけます。 ○地域住民に障害の特性の理解が深まるような防災訓練の実施を働きかけます。 ○日常生活における、障害のある人と障害のない人とのコミュニケーションなどに配慮した、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。
③緊急時のコミュニケーション支援体制を充実します。	○聴覚に障害のある人やその家族から、消防署に緊急の連絡があった場合、迅速に対応できるよう、市を経由せず、直接消防署が手話通訳士（者）の派遣の依頼ができるよう体制を充実します。
④災害時の助け合いネットワークを充実します。	○町内会を中心とした自主防災組織の結成を支援するため、本市のホームページ上に掲載している「自主防災組織結成マニュアル」の普及啓発に努めます。 ○災害時、緊急時の支援のための地域住民や民生委員・児童委員、福祉協力員、ボランティアなどによるネットワークづくりを推進します。

4 防犯対策の推進

(1) 現状・課題（社会的障壁）

障害のある人も障害のない人も、誰もが安心して地域で生活をするためには、犯罪を未然に防ぐ体制を整備する必要があります。

(2) 施策の展開（合理的配慮、環境整備、その他の支援）

方針	内容
①パトロールなど防犯対策を充実します。	○障害のある人を含めた住民が、自主的に町内会等で防犯体制を組織し、パトロールを行うよう働きかけていきます。 ○地域の安全を守るため、犯罪防止に取り組む体制づくりを進めます。 ○防犯関係者による講習会の開催等を通じ、不審者や訪問販売への対応、カギかけの確認の徹底などの啓発により、障害のある人を含めた地域全体の防犯意識の向上を図ります。
②障害者支援施設等の防犯対策を強化します。	○障害者支援施設等に対して、県との連携により、防犯意識の向上を図ります。